

(PDF 版・3の5)『教会教義学 神論Ⅰ／1 神の認識』「五章 神の認識 二十六節 神の認識可能性」「一 神の用意」

(文責・豊田忠義)

「五章 神の認識 二十六節 神の認識可能性」「一 神の用意」(115-231 頁)

「一 神の用意」

「われわれが、**実際**、〔区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質を問う問い」(「神の本質の問題」)を包括した「第一の問題」である「神の存在を問う問い」(「神の存在の問題」)を要求するところの、「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性(それ故に、ここにおいては、われわれ人間は、神の不把握性に下にある)において存在している「父なる名の<内>三位一体的特殊性」・「三位相互<内在性>」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での三度別様な「三つの存在の仕方」における第二の存在の仕方、すなわち「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神(神の顕現)にしてまことの人間(神の隠蔽、神の自己卑下と自己疎外化)イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「自己自身である神」としての「三位一体の神」としての〕**神がご自身の中であり給うことの領域へと戻って行く時、そのことは、人間的な本質と存在を絶対化する道とは何のかかわりもないことである**」。イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>(『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』)において(「<神の>側からして起こったし、起こるところの介入」において)、換言すれば客観的な「存在的なく必然性>」と主観的な「認識的なく必然性>」を前提条件としたところの(神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいたところの)、客観的な「存在的なくラチオ性>」と主観的な「認識的なくラチオ性>」において、「われわれにとって神の領域が閉ざされていない時、そのことは、ただ単に〔「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固執するという<方式>(『ローマ書』)の下で、〕**神の本質と存在がわれわれの本質と存在と異なる相違性の中での神の特殊性故に、一つの特別なことを意味するばかりでなく**」、「特別な点は、〔区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質の問題」を包括した「第一の問題」である「神の存在の問題」を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、〕**神のその特殊性が、それとしてわれわれに明らかとなり、われわれはそもそもそのような特殊性を問い、それを考慮に入れるようになるということの中にある**」。第二の形態の神の言葉である聖書の中で証

しされているキリストにあっての神としての「**神がわれわれにとって啓示されていること、そのことは、その時、＜恵み＞である**」〔すなわち、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて贈り与えられる信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事である〕。「**そこで恵み**」とは、「その中で神に対する関係が、したがって神認識の可能性が、人間対し神ご自身を通して開示される尊厳さ、自由さ、当たり前でないこと、予見できないこと、新しさ、自主性のことである」、「**実際、神が秩序をうち立てる方向転換のことである**」、「われわれの信仰と認識の決断以前に、彼岸ですでに下されたところの」神の側の**真実としてある「神の〔み心に適う〕＜適意＞である**。まさにこの神の適意からこそ、神と共なるわれわれの存在、われわれと共なる神の存在の現実性は成り立っている」——このことは、「＜イエス・キリスト＞が神の啓示であり、イエス・キリストにあってのその関係の現実性がまさに神的適意の業であることが確かである限り、どうしても事情はそうである」。

そのような訳で、バルトは、「単なる知識と認識とを厳密に区別」している。「全く特定の領域で、ある特定の状況において、ある特定の人間」が、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて、「神の言葉を聞き・認識し・信仰し・語る責任ある証人となる場合」、その「出来事、確証は、単なる知識ではなく認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕である」。

「その時初めて、神の言葉は、われわれ人間に対して実在となり、またわれわれ人間も人間的にそれを実在として理解する〔認識し信仰する〕ことができる」。したがって、類的機能を持つ自由な人間的理性や際限なき人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的自然（人間の観念的生産物）としてのその人間の意味世界・物語世界・神話世界、「存在者」、「存在者レベルでの神」を尋ね求める人間学における、それ故に「人間学の後追い知識」としての「人間学的神学」（「混合神学」あるいは折衷神学）における「単なる知識」に過ぎない「最高存在、最モ完全ナ存在」、「存在者レベルでの神」は、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉（「最初の起源的な支配的なくしるし」）ではないし、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」として第二の形態の神の言葉（その最初の直接的な第一の「啓示との＜間接的同一性＞」、啓示との区別を包括した同一性において存在している「啓示のくしるし」）ではない。第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている「起源的な第一の形態の神の言葉は、人間の現実存在の内部の中にはない」。何故ならば、それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、「神に敵対し神に服従しないわれわれ人間は、肉であって、それ故に神ではなく、そのままでは神に接するための器官や能

力を持ってはいない」からである。第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉は、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」（客観的な「存在的なく必然性」と主観的な「認識的なく必然性」）に基づいて、またその隠蔽性と顕現性において、「われわれのところに来る」。したがって、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉が人間によって信じられる……出来事」、信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事は、徹頭徹尾「人間自身の業ではなく、〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っている〕神の言葉自身の業」、客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」と、その「啓示の中での主観的側面」としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注出」（「聖霊の注ぎ」）による「信仰の出来事」に基づいてのみ可能である。客観的な「言葉を与える主は、同時に」、主観的な「信仰を与える主である」。したがってまた、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における思惟と語りが、「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないか」ということは、神ご自身の決定事項であって、われわれ人間の決定事項ではないのである」、それ故にそれは、「『主よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人間的態度〔「祈りの態度」〕に対し神が応じて下さる〔「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立している」。

そのような訳で、「われわれの信仰と認識の決断以前に、彼岸ですでに下されたところの」神の側の真実としてある「神の適意の中で、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての神としての〕神は、われわれの間で、〔「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での三度別様な「三つの存在の仕方」（性質・働き・業・行為・行動、父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——「啓示者」・言葉の語り手・創造主、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——「啓示」・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊（「聖霊は、その交わりの中で、父は子の父、言葉の語り手であり、子は父の子、語り手の言葉であるところの行為〔・働き・業・行動・性質〕である」）——「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済主において、〕われわれのために、神であり給う」。「ただ全く神から出ており、神によって遂行された介入、その中で神はご自身をわれわれのものとなし給う介入の中で、神は、われわれの間で、われわれのために、神であり給う」。「われわれの信仰と認識の決断以前に、彼岸ですでに下されたところの」神の側の真実としてある「神の適意

が、……それを通してわれわれが真理を認識するところの真理である」。このような訳で、「われわれの信仰と認識の決断以前に、彼岸ですでに下されたところの」神の側の真実としてある「神の適意が、神の認識可能性である」。「われわれの信仰と認識の決断以前に、彼岸ですでに下されたところの」神の側の真実としてある「神の適意の中に、現実の神認識の実現の弁証法的でない確実さが宿っている〔すなわち、現実の神認識の実現の、人間の側における「確実さと不確実さ」という弁証法的でないところの確実さが宿っている〕。しかし、「確実さと不確実さの弁証法」は、われわれ人間の側にあるそれとして、「われわれの分であり、あくまでわれわれの分であり続けるということが、〔それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、われわれが人間である限り〕、〔神の側の真実としてある〕それによってなくなってしまうわけではない」、ちょうど「新約聖書によれば、神の恵みの賜物である聖霊を受け、満たされた人は、召されていること、和解されていること、義とされ、聖とされ、救われていることについて語る時、＜すでに＞と＜いまだ＞において終末論的に語る」ように、「そこで終末論的とは、われわれの経験と感性〔人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍〕にとっての＜いまだ＞であり、〔神の側の真実としてある〕成就と執行、永遠的実在として＜すでに＞ということである」ように、またちょうど「人間の人間的存在が〔生来的な自然的な〕われわれの人間的存在である限りは、われわれは一切の人間的存在の終極として、老衰・病院・戦場・墓場・腐敗ないし塵灰以外には、何も眼前に見ないのであるが」、換言すれば「貧民窟、牢獄、養老院、精神病院」、「希望のない一切の墓場の上での個人的な問題……特殊な内的外的窮迫、困難、悲惨」、「現在の世界のすがたの謎と厳しさに悩んでいる（……これらが成立し存続するのは自分のせいでもあり、共同責任がある）」「闇のこの世」「以外には、何も眼前に見ないのであるが」、「しかしそれと同時に、人間的存在がイエス・キリストの人間的存在である限りは、われわれがそれと同様に確実に、否、それよりもはるかに確実に、甦りと永遠の生命以外の何ものも眼前にみないということ——これが神の恩寵である」ように。したがって、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての神学は、それぞれの時代、それぞれの世紀、その時代と現実が強いられたところで、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞（『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』）、その＜総体的構造＞における三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の実在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉（「最初の起源的な支配的なくしるし>」）であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性、「聖礼典的な実在」）の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接

的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉

（「啓示との＜間接的同一性＞」、啓示との区別を包括した同一性において存在しているその最初の直接的な第一の「啓示の＜しるし＞」）である**聖書**、詳しく言えばイエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された「**預言者および使徒たちのイエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教**」、換言すれば「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストの＜まことの神性＞」——すなわち「＜権威＞」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストの＜まことの人間性＞」——すなわち「＜自由＞によって賦与され装備された権威と自由を持つ」「**預言者および使徒たちのイエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教**」、それ故に第三の形態の神の言葉である「教会に宣教を義務づけている」「**聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としてのイエス・キリストと共に、教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である**」ところの**聖書**に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」（「教えの純粋さを問う」＜教会＞教義学の問題、＜福音主義的な＞教義学の問題）と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」（区別を包括した単一性において、その＜教会＞教義学に包括された「正しい行為を問う」特別的な神学的倫理学の問題）——すなわち、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請、全世界としての教会自身と世の全ての人々が純粋なキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝えという連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行かなければならないのである。

「たといわたしは死の陰の谷を歩むとも、わざわざを恐れませんが、あなたがわたしと共におられるからです。あなたのむちと、あなたのつえはわたしを慰めます（詩篇二三・四）」、「なぜなら……あなたがたに宣べ伝えた神の子キリスト・イエスは、『しかり』となると同時に『否』となったのではない。そうではなく、『しかり』が、イエスにおいて実現されたのである。なぜなら、神の約束はことごとく、彼において『しかり』となったからである。だから、わたしたちは、彼によって『アメン』と唱えて、神に栄光を帰すのである。あなたがたと共にわたしたちを、キリストにうちに堅くささえ、油をそそいで下さったのは、神である。神はまた、わたしたちに証印をおし、その保証として、わたしたちの心に御霊を賜ったのである（Ⅱコリント一・一九-二二）」この時、次のような認識と自覚が肝要である——徹頭徹尾、「聖霊は、人間精神と同一ではない」、それ故に「聖書の主題であり、同時に哲学の

要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞（『ローマ書』）の下で、「人間が聖霊を受けることを許され、持つことが許される場合、（中略）そのことによって、決して聖霊が人間精神の一形姿であるなどという誤解が、生じてはならない」、それ故に「聖霊によって更新された理性」も聖霊と同一ではない。

区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質の問題」を包括した「第一の問題」である「神の存在の問題」を要求するところの、「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性（それ故に、ここにおいては、われわれ人間は、神の不把握性に下にある）において存在している「父なる名の＜内＞三位一体的特殊性」・「三位相互＜内在性＞」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での三度別様な「三つの存在の仕方」における第二の存在の仕方、すなわち「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神（神の顕現）にしてまことの人間（神の隠蔽、神の自己卑下と自己疎外化）イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そしてそのイエス・キリストにおける神の自己啓示自身が、「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞（『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』）を持っていることからして、「神の存在と本質は、その介入の中で神がわれわれの間で、われわれのために、神であり給う介入は、あの介入の中で尽くされない」、換言すれば「神の存在と本質」は、「ただ全く神から出ており、神によって遂行された介入の中で尽くされない」、「神は、ご自身をわれわれのものとなし給う介入の中で尽くされない」、「神が、われわれの間で、われわれのために、神であり給うその介入の中で尽くされない」、すなわち「神の存在と本質」は、「＜神の＞側からして起こったし、起こるところの介入」、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて起こったし起こるところの介入の中で尽くされない、それ故に「神の真理は、神の恵みとあわれみの真理の中で尽くされない」。何故ならば、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての神は、「自己自身である神」としての「三位一体の神として、その自己認識の真理性の中で真理であり給う」からである。すなわち、神は、「自己自身である神」としてのご自身の自己認識、自己理解、自己規定の真理の中で、すなわち「神の領域の中での神ご自身の真理」の中で、すなわち神がご自分を「自己自身である神」（「自己自身の中での神」）としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「父なる名の＜内＞三位一体的主性」・「三位相互＜内在性＞」における「失われない単一性」・

神性・永遠性を内在本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」であると自己認識、自己理解、自己規定した内的な真理の中で、すなわち神がご自分を「自己自身である神」としての「三位一体の神」の「根源」・起源としての「父は、子として自分を自分から区別するし、自己啓示する神として自分自身が根源」であり、それ故に「その区別された子は、父が根源であり、神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊は、父と子が根源である」と自己認識、自己理解、自己規定した内的な真理の中で真理であり給うからである。しかし、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての「神は、そのほかの何であり給うとしても、とにかくまた徹頭徹尾その恵みとあわれみの〔「われわれの信仰と認識の決断以前に、彼岸ですでに下されたところの」神の側の真実としてある〕適意であり給う」、「神は、いずれにしてもその啓示の中で、イエス・キリストの中で、徹頭徹尾そのような方であり給う」、「それ故にこそ、われわれが、神の存在と本質全体が〔「われわれの信仰と認識の決断以前に、彼岸ですでに下されたところの」神の側の真実としてある〕神の適意の中で総括され秩序づけられているとして理解することは、ただ単に正しいだけでなく、また必然的である」。「その際」、われわれは、区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質の問題」を包括した「第一の問題」である「神の存在の問題」を要求するところの、「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性（それ故に、ここにおいては、われわれ人間は、神の不把握性に下にある）において存在している「父なる名の＜内＞三位一体的特殊性」・「三位相互＜内在性＞」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での三度別様な「三つの存在の仕方」における第二の存在の仕方、すなわち「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神（神の顕現）にしてまことの人間（神の隠蔽、神の自己卑下と自己疎外化）イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける神の自己啓示自身が「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞（『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』）を持っていることからして、「神からして起こったし、起こっている介入を堅くとして離さないでいるべきであって、それ以外のいかなるものにも固執すべき全権を与えられていない」。したがって、例えば「聖書註解者」は、ブルトマンのように、「同時代の人たちの思考の前提に対して」、「そこから形成された理解の規準に対して」、ある「哲学的原理」に対して「誠実と真実をささげるべき」ではないし、「責任的応答をなすべき」ではないのである。すなわち、われわれは、「十字架につけられ、復活したイエス・キリストにおけるわれわれの実存という場所において、われわれの信仰より以前にも、信仰なしでも、……不信仰に抗しても、われわれのために生きて、われ

われを支配し、われわれを愛し給うイエス・キリストを、〔イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞

（『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』）に基づいて〕認識し、持つことができることを示すということ」が肝要なことなのである。したがって、「もしもわれわれの神認識の基礎にある神の用意が〔「われわれの信仰と認識の決断以前に、彼岸ですでに下されたところの」神の側の真実としてある〕神的適意の秘義として理解されないならば、もしもわれわれがただの一瞬間たりとも、神の真理がわれわれに啓示されることによって神があのように尊厳に満ちた仕方であれわれに働きかけて下さったことに対して当然神に捧げるべき感謝を捧げないとするならば、その時、神の用意は全く理解されないことになるであろう。「われわれは、このことを個々の点にわたって明らかにする……」。

（１）先ず以て、われわれは、「＜主＞としての神の本質と存在にわれわれが近づき得るものとなる類比を持っていない」。したがって、「主なる神とその主権に出会うために、われわれは『主』および「主権」についてのわれわれの表象をただ無限に、絶対的なものへと延長しさえすればよいといった具合では決してない」。もしも自然神学の段階において＜そうした類比を持っている＞と主張したならば、フョイエルバッハから、「もし君が無限者を思惟するならば、そのとき君は思惟能力の無限性を思惟し且つ確証しているのである。そして、もし君が無限者を情感するならば、そのとき君は感情能力の無限性を情感し且つ確証しているのである。理性の対象とは自己自身にとって対象的な理性であり、感情の対象とは自己自身にとって対象的な感情である」（『キリスト教の本質』）、「神とはまさに、人間の想像能力・思惟能力・表象能力の本質が、現実化され対象化された……絶対的な本質（存在者）、……と考えられ表象されたもの以外の何物でもない（『フョイエルバッハ全集第12巻』「宗教の本質にかんする講演 下」）と根本的包括的に原理的に批判されてしまうであろう。したがって、＜非＞自然神学の段階におけるバルトのその規定は、フョイエルバッハのキリスト教批判を根本的に原理的に包括し止揚した規定である。「なぜならば、〔そのことを「マルクスの敵たちは理解しなかった」が、〕思想は物質ではなく外化された観念である」から、その「観念の運動は観念によってしか埋葬されず、甲の観念は、乙の観念がそれを包括し、止揚することによってしか……亡びないからである」（吉本隆明『カール・マルクス』）。「神の主権の決定的な特徴は、言うまでもなく、神が万物の上にいます主で、とりわけわれわれ自身の上にいます主で＜あり＞給い、しかもわれわれのからだどわれわれの精神の主、生と死を支配する方で現に＜あり＞給うということである」。「われわれの精神を支配する主権、死にあつてのわれわれの存在をも支配する主権、実際に遂行された主権は、〔常に、〕われわれの可能な表象の外部〔・彼岸〕にある」。したがって、「われわれに可能な、主権について

の表象がそこで内容を得、その限界の中で存続すべき時には、われわれは〔イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞（『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』）に基づいて〕すでに神の主権について知っていなければならないであろう」。したがってまた、

「もしもそれらの表象が主なる神を認識することを妨げないとすれば、その時、結局それらの表象がそのために役立ったというよりも、むしろそれらの表象に対して、われわれ自身と共に、方向転換、根底からしての更新が及んだのである」。「われわれが、主としての神とその主権を知るならば」、「その時、それは、われわれがそのほかにも主および主権について知っていることに基づいてではなく、また一部はそのあらかじめの知識に・一部は神の啓示に基づいてでもなく〔それらの混合あるいは折衷に基づいてでもなく〕、全くただ神の啓示にのみ基づいてのことである〔すなわち、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞（『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』）に基づいてのことである〕」、「その時、それは、**神の啓示にのみ基づいて、神的恵みとあわれみの適意を通して**〔イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞（『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』）、神のその都度の自由な神的決断による「啓示の出来事」（客観的な「存在的なく必然性＞」）と「信仰の出来事」（主観的な「認識的なく必然性＞」）を通して、客観的な「言葉を与える主は、同時に」、主観的な「信仰を与える主である」ということを通して〕、**すなわち神の自由な主導権に基づくと同時に神の秘義の中でのことである**」。したがって、われわれには、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞（『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』）に基づいた「われわれの神認識と直面して、神がいまし、神が〔その隠蔽性と顕現性において〕われわれに対してかかるものとして隠れてい給わず、むしろ〔その存在の仕方において、その神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事において〕**顕わであり給うことに対する＜感謝＞**以外の何ものも、……残されていないのである」。